

日中戦争期重慶における民間企業の 福利厚生共同運営

——猫児石職工福利社を事例に

関 藝 蕾

はじめに	215
I 大後方の中小民間企業と福利厚生	217
II 中小民間企業による福利厚生共同運営	221
おわりに	230

はじめに

本論の課題は、日中戦争期（1937年7月～1945年8月）に国民政府統治下の中国西南部（以下、「大後方」⁽¹⁾と略記）で進展した中国民間企業の福利厚生を分析することである。福利厚生とは企業が労働者やその家族の健康や生活を向上させるために提供する賃金以外のサービスを指す。例えば、食堂、幼稚園、宿舍、補習班などを設立し、葬儀、弔慰金を支給することなどがある⁽²⁾。

本論は、中小企業に着目し、戦時期の中国の中小民間企業が資金不足を補うために、特定の地域で福利厚生を共同運営したことを明らかにする。中小企業の定義は、一般的に資本金の規模で決められるが、本論では主に雇用労働者数が1,000人以下の民間企業を中小企業として取り扱うこととする。

近代中国の民間企業の福利厚生の発展については日中戦争の前後で分けることができる。日中戦争前の福利厚生について整理すると、1920年代から中国では労働運動の発展とともに、一部の企業経営者は宿舍などの部分的な福利厚生施設を提供するようになった。北平社会調査部が1926年に行った調査によれば、当時20社以上の企業が福利厚生を提供していたが、それらは主に宿泊、食事、衛生など労働者の生存のための必需的なサービスに集中していた⁽³⁾。

1930年代になると一部の大規模な民間企業は必需の範囲を超えた娯楽、教育を含むよ

り広範な福利厚生制度を構築し始めた。全体的な状況について調査した呉至信の同時代の研究は、1937年に中国の10省21ヶ所の工業地区を調査した結果、「今の中国の福利厚生事業は、少なくとも大規模あるいは近代的な管理を行った工場や鉱山企業においては、以前に比べ相当な進歩がある」と評価している⁽⁴⁾。また近來の研究では、衛然、池子華によって、民間企業の具体例として、紡織工場を経営した栄家の申新第三工場に着目した研究がある。これらの研究によると、申新第三工場の福利厚生は工場に利益をもたらした、と評価されている⁽⁵⁾。また、筆者も1930年代の栄家による申新第四紡織の福利厚生を研究し、当時の企業家たちは福利厚生 of 工場生産と労働者管理への影響を認識し、より広範な福利厚生制度を構築したという結論を得た⁽⁶⁾。

日中戦争期に至ると、大後方における国营企業の福利厚生は内容的にも規模的にも大きく発展した。卞歷南によると、大後方への工場移転に伴い、政府による公共サービスが不足したことや、熟練労働者の移動率が高まったこと、さらに激しいインフレによる社会的経済的危機が福利厚生を国营企業が拡充した要因であった⁽⁷⁾。

他方で、日中戦争期の民間企業の福利厚生については、労働者の多い紡織企業についての研究がある。Pengの研究によると、紡織企業の福利厚生は、日中戦争期で急速に拡大し、労働者全体に及ぶものとなった。これにより、大規模民間企業の福利厚生は国营企業とはほぼ同等の規模に達したと指摘されている⁽⁸⁾。その他に、産業発展史⁽⁹⁾、労働者運動史⁽¹⁰⁾、企業経営史⁽¹¹⁾、社会史⁽¹²⁾などの分野で、福利厚生について言及した研究が見られる。

これまでの研究の問題点は、国营企業と民間の大企業の福利厚生に研究が集中し、大後方で圧倒的多数を占めた中小企業の動向については研究が進展していないことである。大後方の中でも重慶は政治・経済の中心として、多くの中小企業が移転し、特に市郊外にはいくつかの工業地区が作られた⁽¹³⁾。

本論は、工業地区で中小企業が共同で構築した福利厚生に着目する。中小企業は、労働者不足に対応するために、給与水準を引き上げるだけでなく、国营企業に倣った福利厚生を提供する必要が生じた。しかし、中小企業は資金的な制約により、宿舍や食堂といった基本的な福利厚生ですら導入できない場合も多かった。そのため、中小企業は同じ工業地区に立地する企業間の協力によって、共同経営の福利厚生制度を作り上げることで、労働力の確保を図った。

以上の中小企業の取り組みについて、本論は、重慶市郊外の工業地区の一つである猫兒石区の職工福利社を例に検討する。本論が利用する資料は、重慶市档案馆所蔵の工場・政府関係の一次史料、そして、当時の社会調査資料である。本論は、まず第1節において、

日中戦争期の大後方における中小企業の状況と国民政府の福利厚生政策を整理する。続いて第2節では、猫児石区を例に中小企業の福利厚生制度の展開を分析し、その内実を明らかにする。以上の検討を通じて、日中戦争期には、大企業だけでなく、中小企業においても福利厚生が発展したことを明らかにする。

I 大後方の中小民間企業と福利厚生

1 重慶の中小民間企業と工業地区

日中戦争の軍需を支えるため、国民政府は1937年7月から戦時統制経済を実施した。政府は民間の経済活動を統制し、とりわけ軍需生産に関わる機械・化学・鋼鉄・石炭産業において自らの主導性を強化した。加藤・久保（2009）は、戦時統制経済下の経済的特徴として、①内地地域（「大後方」）の発展、②重化学工業への傾斜、③国営部門の急膨張の3つを挙げている⁽¹⁴⁾。

特に1937年7月から1942年末までの間、国民政府は東南地域の民間企業を大後方に移転させ、さらに同地域へ投資をすることで、国営・民間企業の新設を目指した。民間企業の大後方移転を支援するために、国民政府は一連の支援計画を策定した。その中には、内地移転工場の立地選定も含まれていた⁽¹⁵⁾。

政府の支援の下に、四川を中心に、雲南、湖北、湖南、広西、貴州、陝西などに新しい工業地区が設立されるようになった。1940年末までに、大後方における工場数は1,354社に達し、11の工業地区が形成された、と言われている⁽¹⁶⁾。

その中でも、四川は移転の主要先として、4つの工業地区が形成され、工場数、資本額、労働者数など全ての面において他の地域を上回っていた。国民政府経済部の統計によれば、大後方に移転した工場のうち「四川が最も多く、全体の54.67%、次に湖南が29.21%、陝西が9.59%、広西が5.11%、他の各省が5.11%を占めていた」⁽¹⁷⁾。

また、四川省内の工場配置は、「重慶とその周辺地域に集中し、工場数は四川全体の三分の一を占めていた」⁽¹⁸⁾と言われる。しかし、戦時中に国民政府の経済の中心となった重慶は、もともと工場経営の条件に恵まれていたわけではなかった。移転前は、工業基盤がなかっただけでなく、地形が険しく、平地が少ないという地勢上の問題もあった。そのため、国民政府は、日本軍の空襲に対処することも考慮に入れて、工場を重慶市の市街地から30～40里（15～20 km）離れた場所に設置した。つまり、工場を重慶市からあまり遠くに分散させることなく、他方で、大規模な防空壕も掘削可能な場所が選定された。また各工場が相互に連携できる距離も考慮されていた⁽¹⁹⁾。

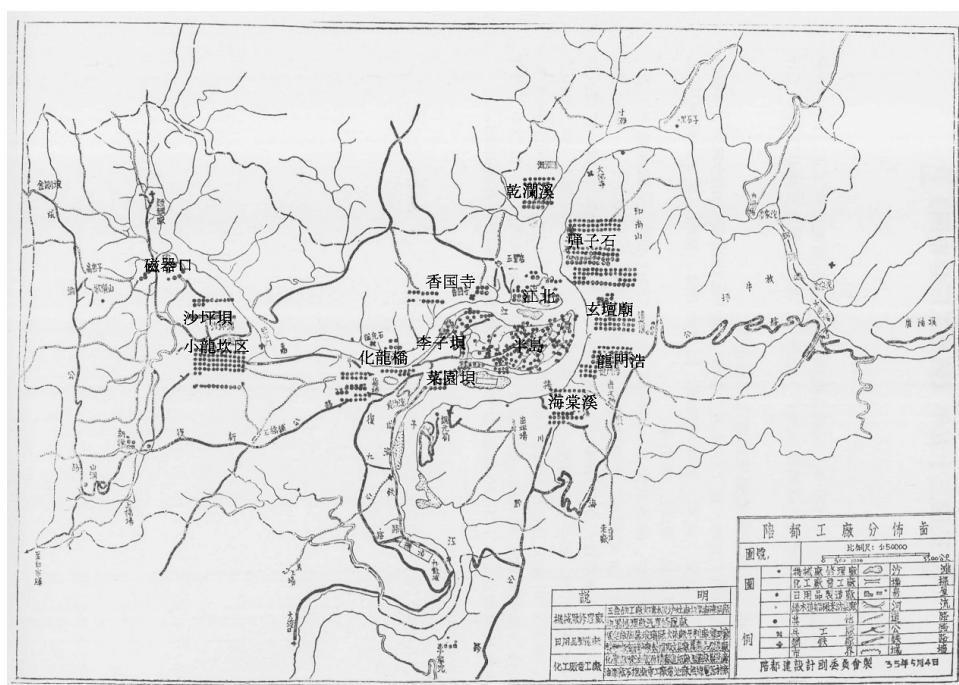


図1 重慶市工業分布図（1946年5月4日）

出典：陪都建設計画委員会編「陪都十年建設計画草案（1947年）」虞和平『中国抗日战争史料叢刊第615巻』大象出版社、2016年、117頁。

このような施策の結果、図1のように重慶の工場は多くが市街地周辺に集中した。1946年には、長江と嘉陵江の両岸、すなわち重慶市街地を囲む形で、14の工業地区⁽²⁰⁾が形成されていた。工場が集積したことで、各工場の間で緊密な連絡が可能となり、これが各工場で福利厚生共同運営を可能にする条件となったと推測される。

工場の内地移転や操業再開は1940年初頭にはほぼ完了し、それ以降、国民政府は大後方の経済建設に注目するようになった。国民政府は既存の民間企業や移転した民間企業への支援だけでなく、大後方への民間設備投資の奨励も行った。このような政策のもと、大後方の民間企業は急発展を遂げていった。具体的に見てみると、まず工場数では、大後方の経済的中心となった四川省のデータによると、1944年末時点で工場法に基づいて登録されていた工場のほとんどが戦時中、特に1938年から1942年にかけて新設され、年々その数は増えていた⁽²¹⁾。しかし、統制経済を実施したため、国営部門が膨張し、民間企業との間に大きな差が生じた。工場の資本金から見れば、1943年には国家資本が総資本の約69%を占めていた⁽²²⁾。特に重工業において、国家資本の比重が大きかった。「当時の国営企業の平均資本金額は民間企業の平均資本金額の16倍、平均動力は民間企業の4倍であっ

表1 大後方民間企業雇用労働者数別統計表

雇用労働者数	比率
30人未満	41.47%
30人以上～50人未満	17.81%
50人以上～500人未満	37.92%
500人以上～1000人未満	1.05%
1000人以上	0.85%

出典：劉明達、唐玉良主編『中国近代工人階級和工人運動
第10冊』中共中央党校出版社、2002年、5頁。

た」と言われている⁽²³⁾。工場数では民間企業が圧倒的に多いものの、その「大半が小規模であり、資本も少ない」⁽²⁴⁾とされている。

その差は、雇用労働者数においてより明白に表れている。国营工場の数千人という規模⁽²⁵⁾に比べ、表1が示すように、民間企業においては、雇用労働者数が30人未満の割合が41.47%を占め、30人以上～50人未満の企業を合わせれば6割弱となる。とりわけ機械工場については、大企業と呼べる工場は全体の10分の1で、他はすべて小規模であった、という記録もある⁽²⁶⁾。

国营企業と民間企業の間には、労働者の吸引能力において格差があった。まず、国营企業は内地移転の時点で既に充実した福利厚生制度を確立していた。大量の労働者に宿泊施設や食事などの基本的なサービスを提供するだけでなく、工場に併設して学校、病院、体育館、図書室などの福利厚生も設けていた。「兵工署所属の大多数の工場は1939年8月までにすでに福利課（筆者注：福利厚生を担当する部門）を設置していた」⁽²⁷⁾とされている。

次に、国营企業の労働者は兵役においても特権があった。兵工署に属する企業の労働者は「軍人と同等」⁽²⁸⁾とみなされ、兵役が猶予された。したがって、兵役猶予のために民間工場から国营工場に転職する者も少なくなかった⁽²⁹⁾。これによって、国营企業は労働者の吸引能力において優位性を持った。加えて、日中戦争期の大後方では労働者とりわけ熟練者の不足問題が存在しており、民間企業にとって、熟練労働者の確保は一層困難であった。

大後方の労働者数を見ると、1938年から1944年にかけて大後方における労働者数は3万3,108人から35万9,663人に増加した⁽³⁰⁾。しかし、工場の平均労働者数はかえって戦前より少なくなった。戦前に1工場あたりの平均労働者数は約116人であった。しかし、1942年には、1工場あたり平均60人で、戦前の約半分しかいなかったことになる⁽³¹⁾。戦時期に中小企業の数が増えたことが推測できる。

さらに産業構造の急速な変化に対応して、熟練労働者の養成が進展しない、という問題もあった。戦時期に産業構造は軽工業から軍需産業へ中心が変化した。かつて軽工業に従事していた労働者は、短期的に軍需産業に必要とする技能・技術を習得することは困難であった。このような熟練労働者の需要と供給のアンバランスは、労働市場の混乱を招いた。例えば、工場間の引き抜き、賃上げ競争が深刻化し、熟練労働者も頻繁に工場間を移動した。また、1940年以降、労働者の実質賃金指数は下降傾向にあり、加えてインフレーションの激化により労働者家庭の生活費支出が大幅に上昇した。そのため、労働者の移動問題がさらに加速したと耿密の研究が指摘している⁽³²⁾。

史料によれば、熟練労働者は工場間移動のために、様々な戦略を取ったことがわかる。故意に仕事を怠ることで解雇され、別の工場に移る者もいれば⁽³³⁾、休日に突然他の工場に移ってしまう者もいた⁽³⁴⁾。1943年に、重慶市の月平均の労働移動率は22%にも達した⁽³⁵⁾。このような状況の中で、民間中小企業は、いかに熟練労働者という希少な人的資源を確保するののかという課題に直面せざるを得なかった。

2 国民政府の福利厚生政策

国民政府は、戦前から既にいくつかの福利厚生に関する政策を出していた。例えば、1928年6月には「労資爭議処理法」⁽³⁶⁾を制定し、1929年10月には「工会法」⁽³⁷⁾を發布した。特に同年12月の「工場法」の第7章は「工人福利（筆者注：労働者福利厚生）」に当てられ、有給産休や補習教育⁽³⁸⁾などについての規定が含まれていた。続いて1931年2月には「工場検査法」⁽³⁹⁾、1936年には「最低給料法」、「労働契約法」⁽⁴⁰⁾などの法律が次々と發布された。

そして、国民政府は、重慶でも福利厚生を促進する一連の法令を發布し⁽⁴¹⁾、福利厚生の内容をより詳しく規定した。1940年10月の「社会部組織法」⁽⁴²⁾では、社会部の下に社会福利司を設置し、労働者の福利厚生を促進することを規定した。他にも1943年の「職工福利金条例」⁽⁴³⁾、10月の「職工福利委員会組織規程」及び「職工福利社設立辦法」などがあった。「職工福利社設立辦法」⁽⁴⁴⁾によれば、労働者を200人以上雇用する工場は職工福利社を設立する必要があると、200人未満の工場は協力して同社を設立するという規定があった。

そして、「職工福利社設立辦法」の第4条は「福利社は必要なる情况及び経済状況に依り酌量して左の各業務を処理すべし」とし、福利厚生の範囲を明確化していた⁽⁴⁵⁾。職工福利社の必要経費は「職工福利金条例」により工場が集めた資金から支払うことも国民政府は規定した。雇用者が200人以上の企業に対して、福利社を設立するよう義務付けてい

る。しかし、資金的制約により、実際に政府が要求する福利厚生を全て提供できる企業は少なかった。1945年10月の国民政府社会部の調査によると、福利施設を登録した民間企業は合計994社であった。その中で、職工福利社を設立したのは僅か80社であり、専門的な部門（筆者注：例えば、福利課、福利股、福利部など）を設置して福利厚生を管理している工場は61社しかなかった⁽⁴⁶⁾。しかし1945年9月の登録工場数は2,791社であった⁽⁴⁷⁾。つまり、登録民間企業の半分以上は職工福利社を設置していなかったことが明らかである。

さらに、職工福利社を設置したとしても、必ずしも政府が要求する福利厚生を全て提供したわけではない。附表1が示すように、国民政府社会部の調査結果によると、1944年から1945年にかけて、各種福利厚生の数が著しく増加した。その中でも、提供数が多いのは食堂、宿舍、診療所など生活に必要な基本的な施設である。また、1944年のデータからは、合計で558社の民間企業が調査表を返答し、そのうち最も多く提供された2つの福利厚生（食堂と宿舍）でも430社程度しか設置していなかった。ましてや、娯楽や教育に関連する施設については、その数は企業数の40%にも満たない状況であった。このように、これらの法規により整えられた法律上の福利厚生は、国営企業はある程度実施したが⁽⁴⁸⁾、民間企業は必ずしも規定通りに実現できなかった。

II 中小民間企業による福利厚生共同運営

前述のように戦時期における労働者の移動率は高かった。その一因には国営企業と民間企業の間での労働待遇の格差があり、特に福利厚生の実施度が関連している。「福利厚生が整備された企業の移動率は低く、逆に福利厚生が充実していない企業の移動率は高い」⁽⁴⁹⁾とも言われた。その上、戦時期の国営企業における福利厚生は爆発的に充実した⁽⁵⁰⁾。一方、国営企業の労働者がもつ兵役猶予の特権により、労働者獲得の競争で不利な立場にあった民間企業は、労働者不足に対応するために自社の福利厚生を向上する必要があった。

民間の中小企業は、この課題に対処するため、工場集積という条件を活かし、地域を中心に自発的に協力し合い、共同運営を通じて国営企業に類似した福利厚生を提供した。日中戦争初期の頃、これらの協力は主に医療や教育分野に集中しており、専門的な管理組織はほとんど存在していなかった。1943年に国民政府が職工福利社の政策を發布すると、これらの協力事業は政府の要求に基づき統合され、職工福利社に改組された。

本節では、猫兒石区（図1の化龍橋工業地区の嘉陵江北側の地域）の民間企業の福利厚生事業の発展を例に取り、職工福利社の出現及びその内容について考察する。

1 猫児石区における民間企業の共同運営体の形成

共同運営の代表例として、重慶市の猫児石区があげられる。中小企業が自発的に協力して福利厚生を提供するのは、戦争状態がもたらした特殊な現象であった。熟練労働者の激しい争奪戦に巻き込まれる一方、突然社会資本の整備が立ち遅れた地域に準備不足のまま移動させられた。そのため、企業がやむを得ず社会資本の不足を補うことになった。

猫児石区に移転してきた天原電化廠、龍章製紙廠（後の中央製紙廠）、順昌鉄工場、天厨味素廠、維昌紡績廠といった工場は、移転してきた熟練労働者とその家族の福利厚生に対する需要を満たす必要があった。そのため、各工場の経営者たちは、移転の早い段階で自発的に協力を始め、インフラ整備や福利厚生の提供に取り組んだ。

猫児石区の戦時の様子について、次のような回顧がある。「猫児石区はもともと市場もなく舗装道路もない小さな町であったが、工場の設立に伴い多くの労働者がやってきて、工場が寮や埠頭を建て、道を舗装した。そして次第に市場、旅館、レストランや売店が建てられ、繁栄していった」⁽⁵¹⁾。この記述から、工場の福利厚生の充実によって地域社会が大きく変化したことが分かる。猫児石地区は、当時四川復旦中学校校長であった顔伯華が先祖代々所有してきた土地であった。ここは水上運送上、嘉陵江に近い工場建設に適していた。そこで、顔伯華は嘉陵江沿いの約200畝（約13万平方メートル）の土地を龍章製紙廠、天原電化廠、順昌鉄工場などの工場に売却した⁽⁵²⁾。当初、この地区は農地であり、工業基盤がほとんどなかった。嘉陵江沿岸には住宅があったが、住民は20人余りに過ぎなかった⁽⁵³⁾。そのため、移転してきた3工場は、新規に工場の建物を建設し、移転してきた労働者のために宿舍などの施設を整備する必要があった。

ここで注目すべきは、1943年時点の6工場の職員と労働者の総数は、2,000人ほど⁽⁵⁴⁾しかいなかったことである。移転当初の人数はさらに少なく、合計1,000人にも達していなかった。各工場は自力で一から福利施設を構築できなかったため、必然的に共同経営という方法が取られたのである。

1939年、最初に猫児石区で操業した3工場である順昌鉄工場、天原電化廠、龍章製紙廠は工場の基本的な生産と生活を保障するために、共同でこの地域を管理し、一部の政府機能も負担することとなった。当時、猫児石地区は重慶市街地と嘉陵江を挟んで向かい合っていたが、公共交通手段すらなかったため、龍章製紙廠が化龍橋（猫児石対岸）栈橋を建設した。

1940年になると、内地移転が一段落し、工場同士の協力を促進するために連合座談会を組織し、共同利益に関わる事項を座談会で討議し決定することにした。この会議は2週間ごとに開催され、1940年5月に最初の会議が開催された。管理を容易にするため、当番

工場を設け、4ヶ月ごとに交代し、会議の開催や日常業務の処理を担当した。7月から工場防護団を設立し、地域の消防、見回り、防犯などの業務に携わり、一部の警察の役割を担った⁽⁵⁵⁾。経費については、まだ明確な規定はなく、議論を通じて分担することを決めた⁽⁵⁶⁾。

1942年1月には、中央製紙廠と維昌紡績廠も座談会に加わった。運営方式は依然として当番工場が日常業務を管理する形式だったが、5工場が3ヶ月ごとに担当を交代することになった。経費については、各公共事業の支出や寄付金は座談会の名義で支出され、一般的には当番工場が支出し、その後中央、天原が各2分、天厨、維昌、順昌が各1分の割合で分担する形式が取られた。労働者の福利厚生に関しては、衛生面で新加入の維昌工場が700元、天府工場が1,200元を負担し、診療所を5工場で共有することとなった⁽⁵⁷⁾。

そして、1943年、中国労働協会⁽⁵⁸⁾はアメリカ労働総同盟（AFL）からの援助資金⁽⁵⁹⁾を活用するため、猫児石区六廠座談会（天城麦粉場も加入）に対して共同経営を提案し⁽⁶⁰⁾、猫児石区職工福利社を設立した⁽⁶¹⁾。その協力のもと、これまでの企業の自治的な福利厚生が体系化されることとなった。

福利社の経費については、企業と中国労働協会の共同負担となった。具体的には、運営費は6工場と中国労働協会との折半、施設の建設費用は中国労働協会が全額負担、設備費は6工場が3割負担、中国労働協会が7割負担と規定され、その他の臨時費用については、理事会で議論の上配分するという形で共同運営を実施した⁽⁶²⁾。経費の配分構造を見ると、中国労働協会は福利厚生の施設および設備の費用を負担し、企業に福利厚生を提供する条件を創出した。そして、協会との共同運営とは言え、運営主体は依然として企業側にあり、協会はただ補助的な役割を担っていた。

具体的な管理方法においては、依然として連合座談会が最高の意志決定機関として機能した。職工福利社は独立した部門として、毎週2回の理事会を開催し、各部門の主任に業務報告させ、運営期間中の問題を処理した。福利社に必要な経費は、理事会での議論と承認を経てから、最終的に連合座談会に提出され決議された。病院は設立が早かったため、名目上は職工福利社に属するが、主に座談会に管理され、経費も直接座談会を通じて精算された。1944年4月に同座談会は「猫児石六廠公共事業管理会」に改組されたが、運営方式は変わらなかった。

1945年8月の終戦により大後方の経済が衰退の一途をたどる状況の中で、1946年、各工場の操業縮小に伴って労働者数が減少し、資金の維持が困難になった。そして3月中に閉鎖の手続きを完了し、職工福利社はその幕を閉じた⁽⁶³⁾。

2 猫児石区の福利厚生事業の内実

前述したように、猫児石区の福利厚生は、一度に設立されたのではなく、運営しながら徐々に増設されていった。その過程を見ると、1939年に最初に診療所が設立された⁽⁶⁴⁾。そして1940年7月に、一部の公共的サービスの管理も担うこととなった。例えば、電話の設置、渡江サービスの提供、公共消防設備の設置などが行われた⁽⁶⁵⁾。

労働者の生活面では、民衆教育館という計画が立てられ、工場の背後の中心的な場所に民衆教育館を建設することを計画した。その中では、消費合作社を設立し、生活必需品を提供する。民衆茶園を設立して労働者の休憩室とし、工余クラブを設立して将棋、楽器、新聞、書籍などを提供し、定期的にクラブ活動を開催しようとした⁽⁶⁶⁾。

以上の計画だけを見ると、1943年以前、猫児石地区で既に共同運営の福利厚生制度がある程度整備されていたと言える。提供サービスも1943年の「職工福利社設立辦法」に記載された要求に合致していた。政府の具体的な規定がなかったにもかかわらず、民間の自発的な福利厚生制度にはすでにある程度の共通基準があったかもしれない。

しかし、同計画の実施状況を見ると、1942年に国民小学校だけが整備され⁽⁶⁷⁾、ほかの福利厚生はまた計画の段階に止まった。実際に提供した福利厚生の内容はまた、労働者の基本的な生活と教育の需要を満たすことに集中していた。

1943年に職工福利社が設立されると、「猫児石区職工福利社組織概要」⁽⁶⁸⁾、「猫児石区職工福利社辦事細則」⁽⁶⁹⁾、および各部門の業務簡則が相次いで公布され、また「猫児石区職工福利社業務計画大綱」⁽⁷⁰⁾が制定された。これにより、経費、各部門の職務、および実施計画などが体系的に計画された。これらの章程と計画に従って、猫児石区の福利厚生がさらに増設された。

附図1が示すように、猫児石職工福利社は教育、体育、衛生、娯楽、読書、生活など豊富な福利厚生を提供している⁽⁷¹⁾。

1943年に国民政府が公布した職工福利社の規定内容に即して、猫児石職工福利社の福利厚生を見ると、政府が規定した14種類の福利厚生を、康楽部、学術部、互助部、服務部の4つの部門に分け、さらに総務部が各部門の雑務と管理業務を統括していた。

(1) 康楽部の福利厚生

康楽部は主に衛生と娯楽を担当し、内容は診療所、労働者休憩室（茶室）、図書新聞閲覧室、各種劇団の運営、スポーツ施設の準備、スポーツ活動の組織、映画上映などが含まれていた⁽⁷²⁾。

①診療所

康楽部の中の最も注目すべき機関として診療所がある。組織構造上は康楽部に属する

が、実際には3工場が合同運営する時期（1939年頃）に設立されたため⁽⁷³⁾、猫児石区最初の共同運営の福利厚生であった。設立初期はまだ職工福利社という組織が存在していなかったため、ほぼ独立して運営されていた。

1939年10月には3工場が合同で診療所を開設した。労働者は工場から診療券を受け取り、診療を受ける必要があった。診療券は甲種と乙種の2種類があり、甲種は正式な労働者に無料で提供され、乙種は養成工が自己負担で購入しなければならなかった⁽⁷⁴⁾。診療時間は午前8時半から11時半、午後2時から3時で、訪問診療は行われなかった⁽⁷⁵⁾。初期の診療所は3工場の労働者のみにサービスを提供し、外部には開放されなかった。1940年6月になると、診療所の開放時間も変更され、午前7時から10時、午後3時から4時となり、訪問診療サービス（午後4時から6時）も開始された⁽⁷⁶⁾。

1941年6月に診療所の診療券が3種類に増え、サービスの対象も労働者の家族や一般市民に拡大された。料金も改定され、外来甲種は4角（工場負担）、乙種は1元（労働者家族負担）、丙種は2元（一般市民負担）となった。訪問診療の料金も甲種2元、乙種3元、丙種10元とされた⁽⁷⁷⁾。市価の丙種診療券と比べると、福利社は市価の2割程度の価格で労働者に医療サービスを提供していた。

1941年9月には、患者数の増加に伴い、待合室が増設され、工場ごとの診療時間を規定することで患者の分散が図られた。甲種の訪問診療券の料金も3元に値上げされ、夜間急診（20時から6時）も提供されるようになった。夜間急診の料金は甲乙種12元、丙種45元であった。また、一般市民向けの特別福利厚生として、工場が貧困層に対して甲種診療券を発行し、工場の労働者と同じ割引率で医療サービスを提供することが規定された⁽⁷⁸⁾。これは、猫児石区の福利厚生は当初から一部の公共的サービス機能を担っていたことと関係があるかもしれない。

1942年1月には、中央製紙廠と維昌紡績廠が座談会に加わったため、診療所が5工場共有の福利厚生となった。甲種診療券の割引率が8割から5割に変更されたが、費用は依然として工場が負担した⁽⁷⁹⁾。診療所の建物は政府が設立した小学校に譲渡され、診療室の専用建物の建設が計画された⁽⁸⁰⁾。4月には、インフレにより診療券の料金が値上げされ、訪問診療の甲乙種診療券が5元、丙種が20元に、外来の丙種診療券も3元から4元に値上げされた⁽⁸¹⁾。

そして、職工福利社が設立された後、1944年に3月に、診療所は6工場の共同病院として拡張され、入院や手術などのサービスが追加された。料金基準について、外来診療では労働者およびその家族が10元、工場外の患者が20元、訪問診療費は労働者およびその家族が50元、工場外の患者が100元であった⁽⁸²⁾（4月には訪問診療費が倍増した⁽⁸³⁾）。同病

院は2階建てであり、1階には外来部門があり、厨房と管理事務所が1室ずつ設けられていた。2階には薬庫、医師の当直室、看護師の当直室、看護師の事務室がそれぞれ1室ずつあり、病室が5室あった。また、病院宿舎もあり、宿管室、男性職員室、労働者室が1室ずつ、雑物室が1室、合計4室であった。病院では医師と男女の看護師だけでなく、入院患者のために料理人と洗濯工も雇用した⁽⁸⁴⁾。1944年11月末から新病室が増設され、外来診療の時間も午前8時から11時半、午後1時半から3時半（以前は2時から3時半）まで延長された⁽⁸⁵⁾。入院患者の料金について、入院費用では労働者およびその家族が毎日80元（工場負担）、工場外の患者が入院時に3000元の前払い金を支払う必要があり、10日ごとに差し引くと規定された⁽⁸⁶⁾。

1945年9月までに、病院では、医師5名が配置され、内科、外科、産科の治療が行われた。設備面では、内科、外科、産科の診療室に加え、検査室、手術室、薬剤室、消毒室及び病室5室、病床6床が設置された。看護部門には看護師長が1名、看護師が4名（うち1名は助産師）、准看護師2名が配置された⁽⁸⁷⁾。

1946年3月に、職工福利社の営業が停止したが、病院は1949年まで引き続き運営した。料金について、工場外の患者の外来診療が400元、訪問診療費が4,000元（診療時間外の料金が2倍）まで値上げした⁽⁸⁸⁾。1947年7月に医師や看護師の不足により、訪問診療が停止され、外来診療も午前中に内科、午後外科に改定された⁽⁸⁹⁾。1949年4月になると、天城麦粉場の脱退により、「五廠聯合医院」と再編され、病院の事務、待遇、薬品の購入や管理、運営費などの面において管理改革が行われた⁽⁹⁰⁾。職工福利社が営業停止しても病院が継続したのは、最初から独立運営し、病院が同地区の公共施設の一部として生活に欠かせない存在であったからだと推測される。

②図書新聞閲覧室

図書新聞閲覧室は1943年に建設され、1944年5月までに、蔵書は合計503冊、貸出証は184枚発行され、毎日20～30人が借りに来ていた。また、雑誌は数百冊あり、毎月30～40人が借りていた⁽⁹¹⁾。

図書新聞閲覧室では、労働者は借書証を用いて1人最大1冊を1週間借りることができた。返却期限を3日以上過ぎた場合は1週間の貸出資格停止となった。政治関連の書籍や新聞は借り出し禁止であった。この閲覧室は複数の工場が共同で運営する公共施設であるため、労働者はまず工場から紹介状を取得し、その後閲覧室で借書証を申請する必要があった⁽⁹²⁾。

③その他

診療所と図書新聞閲覧室のほか、労働者の娯楽について、卓球台、バスケットコート、

そしてバドミントンコートが設置され、バスケットボール・バレーボール大会も開催された。また、茶室（休憩室）を整備し、中国将棋、軍人将棋と囲碁などを提供した。映画も上映され、現代劇、写真展や絵画展が開催され、数百人の観客を集めた⁽⁹³⁾。

(2) 服務部の福利厚生

服務部と互助部は主に労働者の生活保障を提供し、国民政府の「職工福利社設立辦法」には規定されていない多くの保障が行われた。例えば、結婚や葬儀の補助、保険や貯蓄業務の取扱い、労働競技の実施などが含まれる。これらのサービスの中で特に注目すべきは、質問代書、壁新聞と児童学校である。

① 質問代書室

質問代書室は「辦法」でも規定されたものであり、戦時期中国の識字率の低さを反映した時代特有の福利厚生の一つである。具体的な実施方法を見ると、質問代書は実際には代筆、代送、問い合わせの三つの部分から成る。

まず代筆は文字の読めない労働者のみが利用でき、労働者は規定時間（8～10時、19～21時）内に人を呼び出すか福利社の事務所に行く必要がある。興味深いのは、このサービス自体は無料だが、便箋や封筒、切手は自分で用意するか福利社で購入する必要がある点である。代送は福利社が各工場に郵便箱を設置し、専任の者が手紙の収集と発送を担当して労働者に便宜を図るものである。問い合わせサービスは無料であり、交通、医学、旅行、兵役、戸籍、地名、郵政、公安、法律、戦時労働法規や職業紹介など多岐にわたる問題について相談できた。事務員は翌日手紙で回答し、回答できない場合は関連機関に問い合わせた⁽⁹⁴⁾。

このようなサービス内容から、当時の労働者が工場内で比較的に閉鎖的な生活を送り、識字率も低い情報を得るのが難しかった問題を解決するためのものであったことが推測できる。

戦時中の重慶では、手紙が主要な交流手段であり、工場や社会組織は信書の収集と発送を便利にするために、市内に専用の事務所を賃貸することもあった。そのため、郵便と代筆サービスを労働者に提供することは非常に重要な福利厚生であった。また、当時は情報を得る手段が限られていたため、工場で閲覧室を設置し、新聞を購読して労働者に情報を提供することもできるが、戦時中の労働者の労働時間は一般に10時間以上であり、より便利な手段で必要な情報を正確に取得できることが望まれたため、問い合わせサービスも重要な福利厚生として政府により規定された。

② 壁新聞

壁新聞の福利厚生機能も共同運営の特徴を示している。その内容は、職工の生活（家

庭、娯楽、運動など）、職工通信（職工からの投稿）、職工の意見、職工活動（戦争や社会サービスなどの仕事に参加するものが中心）、職工文芸（職工の詩歌、小説などの通俗作品）、職工常識（戦時党義、集会、衛生などの常識）、職工訪問（工場見学や職工家庭の訪問）、職工の質問回答、漫画などで成り立っている。労働者でもわかりやすくするために口語体で書かれた。項目は豊富であるが、壁新聞の形式を取っているため、各部分の内容は数十字から数百字程度で、総字数は1万字を超えないように収められた⁽⁹⁵⁾。旬刊（10日単位）で発行され（第9号以降は半月刊に変更）⁽⁹⁶⁾、連合診療所の壁に掲示された。1944年5月までに合計15期刊行された⁽⁹⁷⁾。

この壁新聞は工業地区内の企業が福利社を共同運営した際に見られた特徴をよく反映している。大企業では内部刊行物を創刊して内部宣伝を行うことが多いが、この福利社は中小企業が共同運営する形を取っていた。各工場が同じ工業地区内に位置しており、工場間の距離は近く、いくつかの公共施設を共用していたため、壁新聞という形式を採用し、連合診療所のような公共施設に掲示した。このよう形式を採用することで、情報伝達の範囲が広がり効果をあげることを図った。

③児童学校

教育に関する福利厚生は概ね児童学校と補習夜学という二つの項目に分けられる。前者は労働者の子供に向けるものであり、互助部に属した。後者は労働者に向けるものであり、学術部に属した。

1939年に猫児石区には私塾が2校と江北県管轄の小学校が1校しかなかった。猫児石区は重慶市政府の管轄範囲に含まれていたため、管理が混乱していた。そのため、1940年に3工場座談会の民衆教育館計画においては児童学校と補習夜学の計画が立てられた。具体的には、国民小学校を建設し、児童部と成人部に分け、児童部では初等小学校を運営し、50名の学生を受け入れ、昼間に授業を行った。夜の7時から9時には補習夜学を開設し、2～4ヶ月間の期間で50人を対象した。教材は政府から提供され、必要に応じて補習班も設けることを計画した⁽⁹⁸⁾。

この計画の実施効果については明確な記録はない。しかし、1942年の国民小学の予算要求の記録から、1942年以前から各工場が猫児石国民小学校に寄付を行い、協力していたことが分かる⁽⁹⁹⁾。寄付金について、天原、中央、順昌、維昌の4つの工場が4:4:2:1の割合で分担することとされた⁽¹⁰⁰⁾。そのため、1940年に計画された国民小学校が既に建設され、使用されていたことが推測できる。

補習夜学に関する具体的な記録がなかったが、職工福利社が設立された後、1944年に補習夜学が開校したことがわかる⁽¹⁰¹⁾。

児童学校ではなく国民小学校を設立しようとしたのは、各工場の労働者数は合わせて千人余りしかなく、児童学校を設立するのはコストが高いため、大企業が自ら児童学校を設立するのとは異なり、地域の国民小学校校と協力することで労働者家族の教育問題を解決していたからだと推測される。

(3) 民間企業福利厚生課題

猫児石区だけでなく、当時の民間企業の福利厚生は、計画だけを見ると、非常に整った制度には見えるものの、実施にはいずれの福利社に共通する問題がいくつも存在していた。

第1に、1943年の「職工福利社設立辦法」が發布される前に、民間企業の福利厚生において政府はこうした自発的な組織に対してあまり支援をしておらず、主に企業の自主的な活動に依存していた。しかし、こうした自発的な福利厚生は、まだ日常生活のレベル、すなわち宿泊、食事、医療や交通などに限られていた。

第2に、同「辦法」が發布し、福利厚生基準を定めたとして、計画上の福利厚生と実際提供されたそれが一致しないことが多かった。このことは、猫児石職工福利社の事例からも明らかである。同福利社の計画によれば、附図1にあるすべての施設は9ヶ月以内に完成することになっていたが⁽¹⁰²⁾、実施と計画との間に内容と時間のズレがあった。

第3に、規定を実行する際に、ルールが徹底されないことや、暗黙の決まりが存在したことである。例えば、多くの工場において、その「労働時間が長かった（1日10～12時間）ため、労働者は休憩と娯楽をする余裕がなかった」⁽¹⁰³⁾と言われた。また、「美容室、風呂屋はあるが、営業時間が短くて利用できない。閲覧室に本が少なく、開放時間も午後7～9時だけで、当日の新聞もなく、とても辛かった」⁽¹⁰⁴⁾などという不満の声も聞かれた。

このように、戦時中の民間企業の福利厚生は、実際いくつかの問題が存在していたものの、国営企業を目標に包括的な福利厚生を確立しようとした。しかし、民間企業の規模のほとんどは中小企業であり、大規模な国営企業のように工場単位で福利厚生を構築することはできなかったため、工業地区を中心に、企業間の連携によって福利厚生を提供する制度を創設した。この新しい福利厚生制度により、各企業は資源を共有し、福利費用を共同で負担することでサービスの能力を強化し、限られた経済的条件の中でも福利厚生を提供できた。戦争期において、この制度は中小企業が熟練労働者を引き寄せ、企業全体の業績を向上させるための重要な手段となっていた。

(4) 小括

本章で検討した猫児石職工福利社の福利厚生の発展と内容は以下のように整理できる。すでに述べたように、1943年の福利社の内容を「職工福利社設立辦法」に規定された項

目と比較すると、猫児石職工福利社は当地の状況に応じて福利厚生の内容を調整したことが分かる。同法は企業を対象に制定されたものなので、共同で設立された職工福利社にそのまま取り入れることはできなかった。福利施設の運営においては、工業地区の特性や多企業共同運営の状況に応じて適宜改訂され、規定にはない措置も取られた。例えば、最も基本的な福利施設である食堂や宿舍は猫児石職工福利社の計画には含まれていなかった。これは各工場が設立時にすでに移転労働者の需要に基づき食堂や宿舍を自ら建設していたためである。他にも壁新聞の形式を採用し、連合診療所のような公共施設に掲示することで、労働者に情報を提供し、交流を促進した。このような国民政府の職工福利社規定にない取り組みは、労働者のニーズに応えるとともに、地域社会の一体感を強化する効果が期待できる。これにより、企業は安定した労働力を確保し、生産性を向上させることができたと予想される。

お わ り に

本論は、日中戦争期における重慶の猫児石工業地区における職工福利社を例に、中小企業の福利厚生制度を分析した。

日中戦争期に、福利厚生は内容的にも規模的にも大きく発展した。その背景には、日中戦争により産業基盤の弱い大後方へ移転した国民政府が公共サービスを十分に提供できなくなったこと、そして激しいインフレによる社会経済的な危機があった。また、産業構造の急速な軍需産業化により深刻な労働者不足が生じ、熟練労働者の争奪が激化した。この状況に対応するため、企業および国民政府は、熟練労働者の獲得と定着を図るべく福利厚生を重要視した。特に国営企業は、その資本規模の大きさを活かし、幅広い福利厚生を提供した。一方、民間企業も競争力を維持するために独自の福利厚生制度を模索した。

国民政府の計画により、内地に移転した企業は重慶の特定の地域に集中し、いくつかの工業地区を形成した。これらの工業地区はほとんど重慶郊外に分布しており、社会資本が未整備であったため、国民政府の支援があっても、生産と生活の基本的な需要すら満たすことができなかった。そのため、企業は労働者の生活にかかわる公共サービスの整備を負担しなければならなかった。しかし、中小企業は資本規模の制約から単独で福利厚生を整備することが難しく、共同運営によってコストを削減し、福利厚生のみならず、国民政府に代わって一部の公共的サービスも提供し始めた。彼らは工業地区内において企業間の共同運営を通じて、限られた資源を活用し、労働者の生活を支えるため独自の福利厚生制度を構築することで、熟練労働者の獲得競争に参入した。

このように、戦時期の企業の福利制度を語るには、国営企業と大企業だけではなく、中小民間企業に目配りする必要がある。中小企業は、産業や企業の規模にとらわれず、特定の工業地区を中心に発展した。重慶の猫児石工業地区における事例は、戦時下の特殊な経済状況と社会的要因により、中小企業がいかにして独自の福利厚生制度を構築し、労働者の生活条件を改善し、熟練労働者の定着を図ったかを示している。

同制度の考察を通じて、日中戦争期における中小企業の職工福利社の発展とその重要性を評価し、大企業中心の近代中国の福利厚生の研究に新たな視点を提供することができる。今後の研究においても、運営に関する詳細な分析や他の地域や時期における事例の比較検討を行うことで、さらに中国における福利厚生の発展の歴史についての知見を深めることが期待できる。

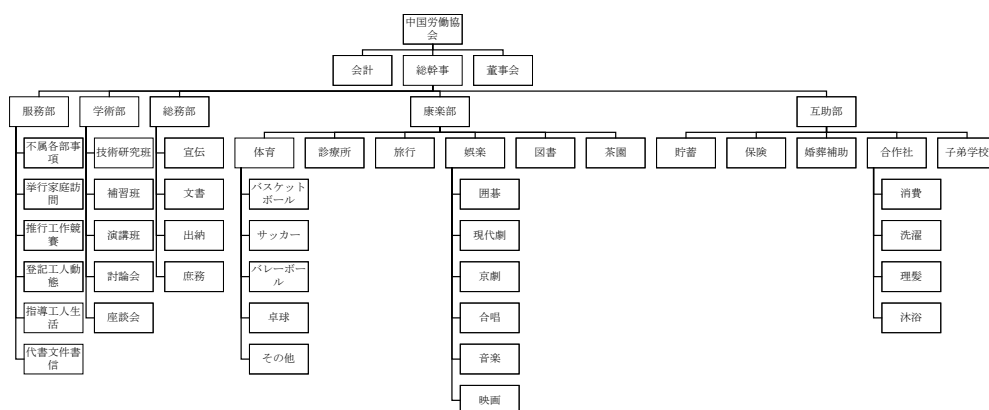
附表1 企業福利厚生施設数

年	工場数	食堂	宿舍	家庭住宅	診療所と病院	体育場	補習学校	補習班	子弟学校	浴室	洗濯縫紉所	理髪所	託児所	合作社	図書室	保険	貯蓄	農場	倶楽部	茶室	質問代書室	郵政代理	交際室	婚葬補助	職業紹介
1944年末	558	433	431	189	342	148	39	73	94	190	81	138	12	137	194	49	-	-	198	-	-	-	-	-	-
1945年末	-	792	787	419	364	276	217	-	167	326	163	258	47	158	311	52	26	30	271	1	136	3	1	7	4

データは社会部が行われた「各工場鉱場及び其他企業組織職工福利事業概況調査」の調査結果により編成されたものである。

出典：1、「呈報職工福利之廠礦舉辦福利設施單位数」（秦孝儀1983『革命文獻』第100輯、台北中央文物供應處、497-507頁）。

2、「本部有案之公司行号廠礦勞工福利設施單位数」（社会部統計処『社会福利統計年報』1945年、26-27頁）。



附図1 猫児石六廠連合職工福利社組織図（1943年2月）

出典：「中国労働協会經辦猫児石区工人福利社（1943年2月）」重慶市檔案館03040001037080000001000。

註

- (1) 大後方とは、主に四川、雲南、貴州、陝西、甘肅、広西と湖南という七省を含む日中戦争期国民政府の統治区域である。李紫翔「大後方戦時工業鳥瞰」『経済週報』第1巻第6期、1945年。
- (2) 中国企業管理百科事典編集部『中国企業管理百科事典（合本）』企業管理出版社、1990年、52、571頁。
- (3) 王清彬、王樹勲、林頌河、樊弘編『第一次中国労働年鑑』北平社会調査部、1928年、1-13頁、63-90頁。
- (4) 吴至信『中国惠工事業』世界書局、1940年、序言。
- (5) 池子華「申新三廠勞工自治区：近代勞工福利改革研究：以“打工妹”為視点」『上海師範大學學報（哲學社会科学版）』第3号、2015年。衛然「申新三廠勞資合作研究（1922-1937）」華中師範大學、修士論文、2012年などがあげられる。
- (6) 関藝薈「20世紀30年代漢口申新第四紡織廠の惠工事業」『近代史學刊』第27輯、2022年。
- (7) 卞歷南『制度變遷的邏輯：中国現代国营企業制度之形成』浙江大學出版社、2011年。他にも、江紅英「国民政府与抗戰時期的勞工福利」『四川師範大學學報（社会科学版）』第1号、2009年。臧碩「抗戰時期重慶煤鉍工人生活研究」西南大學、修士論文、2016年。劉丹「全面抗戰時期重慶地区兵工場工人生活研究」西南大學、修士論文、2019年などが挙げられる。
- (8) Juanjuan Peng, “The development of social welfare programs in the Yudahua business group, 1921-1957,” *Frontiers of History in China* 8, No. 1, 2013.
- (9) 王榮華『危機下の融合与發展：抗戰時期後方機制麵粉工業研究』商務印書館、2019年。
- (10) 齊武『抗日戰爭時期中国工人運動史稿』人民出版社、1986年。
- (11) 蕭尹『宝鷄申新紡織工廠史』陝西人民出版社、1992年。
- (12) 田彤『生産関係、社会結構与階級：民国時期勞資關係研究』広西師範大學出版社、2023年。
- (13) 「林繼庸談遷川民營廠鑛的廠址選沢与購地問題（1942年4月）」中国第二歴史檔案館編『国民政府抗戰時期場企内遷檔案選輯』重慶出版社、2016年、1249頁。
- (14) 加藤弘之、久保亨『進化する中国の資本主義』岩波書店、2009年、60頁。
- (15) 「戦時期においては、大後方の各省に速やかに新しい工業区を創設し、生産を促進すべきである…（二）方法：①新工業地区の設立……現在の四川と雲南の両省は条件が整いつつあるため、大半の工場をここに設置する予定である。②湖北の西側、湖南の西側及び広西は新工業の次要地域である。③貴州、甘肅は要衝であり、工業の種を撒くべきである。④西康、青海、新疆は現時点の交通状況では工業地区の建設に適していないが、地方の特産品や地元の需要に応じて工場を設置し、徐々に発展させるべきである。」「經濟部關於在内地創設新工業区的計画（1938年）」重慶市檔案館・重慶師範大學編『中国戦時首都檔案文献：戦時工業』重慶出版社、2014年、5頁。
- (16) 具体的に、重慶区、川中区、広元区（川北）、川東区、沅辰区（湖南の西側）、桂林区、西安宝鷄区（陝西省）、昆明区、貴陽区、寧雅区（西康）、甘青区がある。「經濟部關於後方工業發展報告（1941年3月）」中国第二歴史檔案館編『国民政府抗戰時期場企内遷檔案選輯』

重慶出版社、2016年、1059頁。

- (17) 「經濟部統計処關於戰時後方工業統計報告（1943年5月）」中国第二歴史档案館編『中華民國档案資料匯編第5輯第2編（6）』江蘇古籍出版社、1994年、320頁。
- (18) 「抗戰時期四川与重慶的工業概況（1948年）」重慶市档案館・重慶師範大学編『中国戰時首都档案文献：戰時經濟』重慶出版社、2014年、549頁。
- (19) 「林繼庸談遷川民營廠鑛的廠址選址与購地問題（1942年4月）」中国第二歴史档案館編『国民政府抗戰時期場企内遷档案選輯』重慶出版社、2016年、1249頁。
- (20) 具体的に、半島、化龍橋、小龍坎、磁器口、江北、彈子石、龍門浩、菜園壩、李子壩、沙坪壩、香国寺、乾瀾溪、玄壇廟、海棠溪がある。陪都建設計画委員会編『陪都十年建設計画草案（1947年）』虞和平『中国抗日戦争史料叢刊第615卷』大象出版社、2016年、119-121頁。
- (21) 四川省政府統計処編『四川省統計提要』四川省政府統計処、1945年、30頁。
- (22) 「經濟部統計処關於戰時後方工業統計報告（1943年5月）」中国第二歴史档案館編『中華民國档案資料匯編第5輯第2編財政經濟（6）』江蘇古籍出版社、1997年、323頁。
- (23) 政協西南地域文史資料協作會議編『抗戰時期内遷西南的工商企業』雲南人民出版社、1988年、109頁。
- (24) 經濟部統計処編『後方工業概況統計』經濟部統計処、1943年、4頁。
- (25) 黄淑君主編『重慶工人運動史』西南師範大学出版社、1986年、179頁。
- (26) 励東昇整理「工業問題座談会紀要（1944年4月15日）」中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯部編『近代史資料・総121号』中国社会科学出版社、2010年、221頁。
- (27) 卞歷南『制度変遷的邏輯：中国現代国営企業制度之形成』浙江大学出版社、2011年、191頁。
- (28) 後に「軍人と同等と見なす」は「兵役猶予を認める」と改定された。「軍政部所属各工廠雇用工人辦法」『行政院』、国史館藏、數位典藏号014-011000-0028。
- (29) 「資方挖工与工人跳廠」『中国労働』第3卷第6期、1945年、7頁。
- (30) 李紫翔「大後方戰時工業鳥瞰」『經濟週報』第1卷第6期、1945年、11-12頁。
- (31) 齊武『抗日戦争時期中国工人運動史稿』人民出版社、1986年、209頁。
- (32) 耿密著、菊池敏夫訳「抗戰期重慶の工場間労働移動」久保亨、波多野澄雄、西村成雄編『戦時期中国の經濟發展と社会変容』慶應義塾大学出版会、2014年、161頁。
- (33) 「遷川工廠連合会公函字第五六一号（1938年11月）」重慶市档案館0235-0009-00028-0000-220-000。
- (34) 「關於檢送洪阿生等跳廠詳情的公函（1940年1月）」重慶市档案館00830001000440000162000。
- (35) 秦孝儀『革命文献第96輯』台北中央文物供应处、1983年、8頁。
- (36) 『国民政府公報』第65号、1928年6月9日。
- (37) 『国民政府公報』第301号、1929年10月21日。
- (38) 『国民政府公報』第370号、1929年12月30日。
- (39) 『国民政府公報』第695号、1931年2月10日。
- (40) 『国民政府公報』第2236号、1936年12月23日。同第2238号、1936年12月25日。
- (41) 国民政府の福利厚生政策について、江紅英「国民政府与抗戰時期的劳工福利」『四川師範大学学報（社会科学版）』2009年第1号、126-134頁を参照。

- (42) 『国民政府公報』渝字第300号、1940年10月11日。
- (43) 『国民政府公報』渝字第539号、1943年1月27日。
- (44) 「電各県市政府希軫飭各工廠鉅場附設職工福利社，並檢發「職工福利社設立辦法」」『台湾省行政長官公署公報』35：秋：18、1946年7月20日、277頁。
- (45) 「左の各業務」は具体的に、「1、食堂；2、宿舍及び家庭住宅；3、病院または診療所；4、補習学校、補習班および児童学校；5、浴室；6、理髮所；7、託児所；8、職業紹介所；9、衣服の洗濯・裁縫所；10、図書室；11、倶楽部；12、体育場；13、質問代書室；14、其のほか福利事業の成立に関すること」を指す。「電各県市政府希軫飭各工廠鉅場附設職工福利社，並檢發「職工福利社設立辦法」（日譯文）」『台湾省行政長官公署公報』35：秋：28、1946年8月1日、444頁。
- (46) 社会部統計処編『社会行政統計』社会部統計処、1945年第17期、31-32頁。
- (47) 同上、64-65頁。
- (48) 卞歷南『制度變遷的邏輯：中国現代国營企業制度之形成』浙江大学出版社、2011年、191頁。
- (49) 「資方挖工与工人跳廠」『中国労働』第3卷第6期、1945年、7頁。
- (50) 国營企業の福利厚生制度については卞歷南『制度變遷的邏輯：中国現代国營企業制度之形成』浙江大学出版社、2011年を参照。
- (51) 羅泰琪『百年大商人』團結出版社、2019年、380-381頁。
- (52) 「林繼庸談遷川民營廠鑛的廠址選択与購地問題（1942年4月）」中国第二歴史档案館編『国民政府抗戰時期場企内遷档案選輯』重慶出版社、2016年、1249-1250頁。
- (53) 「關於籌辦猫兒石工人教育事宜的函（1940年5月）」重慶市档案館02600001000070000045002。
- (54) 「呈為中国労働協會猫兒石六廠合辦猫兒石区職工福利社祈鑑核準準備案由（1943年4月）」重慶市档案館006000010081800000020。
- (55) 「龍章天原順昌三廠座談会第四次會議記錄（1940年6月）」重慶市档案館02600001000070000148000。
- (56) 「龍章天原順昌三廠座談会第一次會議記錄（1940年5月）」重慶市档案館02600001000070000139000。
- (57) 「第一次五廠座談会記錄（1942年1月）」上海市档案館編『吳蘊初企業史料 天厨味精廠卷』档案出版社、1992年、162-163頁。
- (58) 中国労働協會（略称「劳協」）は1935年2月24日に設立された労働文化団体である。日中戦争が勃発すると、全国の労働者を組織して戦争に取り組み、国際労働者協会に加入し、全国的な労働組合になった。同協會はまた『中国労働』（月刊）および『中国第二通信』を創刊した。1949年にはその活動を終了した。蔡鴻源、徐友春主編『民国会社党派大辞典』黄山書社、2011年、140-141頁。
- (59) 裴宜理著、劉平訳『上海罷工：中国工人政治研究』江蘇人民出版社、2012年、176頁。
- (60) 「猫兒石六廠座談会第十九次會議記錄（1943年2月）」重慶市档案館02600001000070000009000。
- (61) 陸象賢主編『中国労働協會簡史』上海人民出版社、1987年、40頁。
- (62) 「中国労働協會經辦猫兒石区工人福利社（1943年2月）」重慶市档案館03040001037080000001000。

- (63)「猫兒石区職工福利社第十三次董事会記錄（1946年3月）」重慶市档案館 01980002000120100071。
- (64)「關於告知順昌股份有限公司重慶鉄工廠与龍章天原合組診療所補充条例的布告（1939年10月）」重慶市档案館 01980002000200000167。
- (65)「龍章天原順昌三廠座談会第一次會議記錄（1940年5月）」重慶市档案館 02600001000070000139000。
- (66)「關於籌辦猫兒石工人教育事宜的函（1940年5月）」重慶市档案館 02600001000070000045002。
- (67)「第一次五廠座談会記錄（1942年1月）」上海市档案館編『吳蘊初企業史料 天厨味精廠卷』档案出版社、1992年、162-163頁。
- (68)「猫兒石区職工福利社組織概要（1943年2月）」重慶市档案館 03040001037080000001000。
- (69)「猫兒石区職工福利社辦事細則（1943年5月）」重慶市档案館 02620001000160000100000。
- (70)「中国労働協會猫兒石鎮六廠合辦猫兒石区職工福利社業務計画大綱（1943年2月）」重慶市档案館 02680003000730000154001。
- (71)「中国労働協會經辦猫兒石区工人福利社（1943年2月）」重慶市档案館 03040001037080000001000。
- (72)「中国労働協會猫兒石鎮六廠合辦猫兒石区職工福利社辦事細則（1943年5月）」重慶市档案館 02620001000160000100000。
- (73)「龍章天原順昌三廠座談会第四次會議記錄（1940年6月）」重慶市档案館 02600001000070000148000。
- (74)「關於告知順昌股份有限公司重慶鉄工廠与龍章天原合組診療所補充条例的布告（1939年10月）」重慶市档案館 01980002000200000167。
- (75)「關於更改聯合診療所内、外科応診時間的布告（1939年10月）」重慶市档案館 01980002000200000166。
- (76)「龍章天原順昌三廠座談会第四次會議記錄（1940年6月）」重慶市档案館 02600001000070000148000。
- (77)「關於自1941年6月份起改訂聯合診療所各種診例的布告（1941年5月）」重慶市档案館 01980002000200000127。
- (78)「第二十次座談會議記錄（1941年9月）」重慶市档案館 01980002000010000161。
- (79)「第一次五廠座談会記錄（1942年1月）」上海市档案館編『吳蘊初企業史料 天厨味精廠卷』档案出版社、1992年、162-163頁。
- (80)「猫兒石五廠座談会第二次會議記錄（1942年2月）」重慶市档案館 02600001000070000001000。
- (81)「關於自1942年4月份起改訂聯合診療所各種診例的布告（1942年3月）」重慶市档案館 01980002000200000096。
- (82)「六廠聯合医院門診簡則（1944年3月）」重慶市档案館 02680003000810000010000。
- (83)「關於抄送六廠聯合病院出診時間改定費用的函（1944年4月）」重慶市档案館 01980002000590000102。
- (84)「猫兒石六廠公共事業管理会第七次理事会議記錄（1944年8月）」重慶市档案館 02620002000350000014000。
- (85)「猫兒石六廠公共事業管理会第九次理事会議記錄（1944年10月）」重慶市档案館

- 02620002000350000036000。
- (86)「六廠聯合醫院住院簡章（1944年8月）」重慶市檔案館02680003000810000050000。
- (87) 陳達『我国抗日戦争時期市鎮工人生活』中国労働出版社、1993年、126頁。
- (88)「關於三月起六廠聯合醫院改定費用的函（1946年3月）」重慶市檔案館02620002000500000148000。
- (89)「六廠聯合醫院暫行応診辦法（1947年7月）」重慶市檔案館02680003000810000126000。
- (90)「五廠聯合醫院院務管理改革方案（1949年4月）」重慶市檔案館02620002000760100160000。
- (91)「猫兒石区職工福利社第七次董事会記錄（1944年5月）」重慶市檔案館02620001000160000001000。
- (92)「中国労働協會猫兒石鎮六廠合辦猫兒石区職工福利社借書須知（1943年5月）」重慶市檔案館026200010001600000097000。
- (93)「猫兒石職工福利社第六次董事会記錄（1943年12月）」重慶市檔案館02680003000730000142001、「猫兒石職工福利社至中央造紙廠的函（1943年7月）」重慶市檔案館02680022000040000012001、「猫兒石区職工福利社第七次董事会記錄（1944年5月）」重慶市檔案館02620001000160000001000。
- (94)「中国労働協會猫兒石鎮六廠合辦猫兒石区職工福利社代筆詢問処服務簡則（1943年5月）」重慶市檔案館03040001037080000025000。
- (95) このサービスは1943年2月の計画時には総務部が担当する予定であったが、5月に最終決定した際には服務部に変更された。そのため、附表1の組織構造図には記載されていない。「中国労働協會猫兒石鎮六廠合辦猫兒石区職工福利社壁報組簡約（1943年5月）」重慶市檔案館03040001037080000025000。
- (96)「猫兒石職工福利社第六次董事会記錄（1943年12月）」重慶市檔案館02680003000730000142001。
- (97)「猫兒石区職工福利社第七次董事会記錄（1944年5月）」重慶市檔案館02620001000160000001000。
- (98)「關於籌辦猫兒石工人教育事宜的函（1940年5月）」重慶市檔案館02600001000070000045002。
- (99)「第一次五廠座談会記錄（1942年1月）」上海市檔案館編『吳蘊初企業史料：天厨味精廠卷』档案出版社、1992年、162-163頁。
- (100)「猫兒石五廠座談会第二次會議記錄（1942年2月）」重慶市檔案館02600001000070000001000。
- (101)「猫兒石区職工福利社第七次董事会記錄（1944年5月）」重慶市檔案館02620001000160000001000。
- (102)「中国労働協會猫兒石鎮六廠合辦猫兒石区職工福利社業務計画大綱」重慶市檔案館02680003000730000154001。
- (103) 陳達『我国抗日戦争時期市鎮工人生活』中国労働出版社、1993年、684頁。
- (104) 同上、695頁。